

コンパス会則

- 1 条 この会は「コンパス」と呼び、事務局を山口市小郡に置く。
- 2 条 この会は「日本勤労者山岳連盟」及び「山口県勤労者山岳連盟」に加盟する。
- 3 条 この会は次のことを目的として活動する。
1. 登山・ハイキングを通して、美しく豊かな自然とのふれあいの中で、そのすばらしさを広く伝える。
 2. 登山・ハイキングにおける技術の習得・向上をはかるとともに正しい登山思想・マナーを広く普及する。
 3. 登山・ハイキングを通して、健康の保持・推進をはかるとともに、こどもの全面的発達を促す。
 4. 岩登り・沢・冬山は会として行わない。
- 4 条 目的をめざして次のことを行う。
1. 登山技術の習得と技術の向上をはかるための学習と活動。
 2. 会の宣伝と会員の拡大。
 3. 会報「こんぱす」及びニュースの発行。
 4. 民主団体・スポーツ団体との連携。
 5. その他
- 5 条 会則を認め入会金及び会費を納入し、入会申し込み手続きを行った人は会員になれる。
- 6 条 入会・退会は本人の自由であるが、1 年以上会費を滞納したものは会員としての資格を失う。
- 7 条 経済的理由、その他の事情により会費の納入が困難な会員に対しては、会費の減額を行う。
- 8 条 会の名誉を傷つけた者、反社会的行為を行った者は会を除名することができる。
- 9 条 総会は最高の決議機関である。
1. 総会は 1 年に 1 回、会長が招集し、委任状を含む過半数で成立し、議決は参加者の 3 分の 2 以上で決定する。
 2. 総会は次のことをおこなう。
 - ア. 役員の選出と解任。
 - イ. 1 年間のまとめ、決算の承認、方針案・予算案の討議と決定。
 - ウ. 会則の改廃、その他重要事項の討議と決定。
- 10 条 会には以下の役員を置く。
1. 会には、会長・副会長・事務局長・その他若干の世話人を置く。必要に応じて顧問・名誉会長を置く。
 2. 役員の任期は総会から総会までとし再選を妨げない。
- 11 条 世話人会は総会で選出された役員で構成され会務を執行する。世話人会は少なくとも隔月開催とする。
- 12 条 この会の財政は、入会金、会費、財政活動、その他の収入で賄い、会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

- ・入会金は 2,000 円とする。
- ・個人会員の年会費は 9,000 円とする。
- ・家族会員の年会費は入会金 9,000 円に、家族一人当たり 1,000 円を加算する。
- ・年度途中の退会者の会費は返金しない。
- ・年度途中の入会者の会費の扱い

新入会員の会費は 5 月末までは全額納入とする。6 月 1 日以降の入会者は毎月ごと 1,000 円減額する。

(6 月・8000 円、7 月・7000 円、8 月・6000 円、9 月・5000 円
(10 月・4000 円、11 月・3000 円、12 月・2000 円

入会金は 2000 円とする。

- ②長期にわたりコンパスの運営に携わり「後期高齢者の域（75 歳）に達した会員」、「例会山行で負傷し遭難対策基金の給付を受け、復帰をめざしている会員」「病氣療養中の会員」に対して、会員としての継続を保障することを目的に、会費の減額を行います。

個人会員 年会費 6,000 円 家族会員 年会費 9,000 円

13 条 会費は前納制とし、年間 2 回以内で納める。

14 条 この会則は 1997 年 1 月 15 日付け施行する。

この会則は 2001 年 1 月 13 日付け施行する。

この会則は 2018 年 1 月 8 日付け施行する。

この会則は 2024 年 1 月 21 日付け施行する。

コ ン パ ス 規 定

- 項 目 1.例会山行の運営・規定について
 2.コンパス山行規定（個人山行）
 3.遭難対策基金について
 4.コンパスの遭難対策基金の運用規定

（1）例会山行の運営・規定について

1. 山に対して難易度別 A B C のランク付け

初心者や未経験者に目安のために、登山の難易度を ABC の 3 段階でランク付けすることにします。

技術と体力と経験に応じて積極的な山歩きをすることとします。

A ランク 総歩行時間が 4 時間未満で危険個所がないと思われる山行。

B ランク 総歩行時間が 7 時間未満で、やや体力を必要とする山行。

C ランク 総歩行時間が 7 時間を超え、かなりの体力や登山技術を必要とする山行。

2. 例会山行計画について

① 例会山行は年度当初の総会で年間山行計画を決定します。

② 例会山行は会員が分担して取り組むこととし、原則として日帰り山行は 2 名

宿泊を伴う山行は 3 名とします。

- ③ 例会山行の山行計画は(参加案内)は、山行実施月の 1 ヶ月前の会報に掲載し
会員に伝えます。
- ④ 宿泊を含む山行や県外の山行は、宿の予約やマイクロバスの手配などのため
山行の 2 ヶ月前には山行計画を会報に掲載し参加予約を開始します。

3. 例会への参加申し込みについて

例会山行への参加申し込みは、登山口までの配車の段取りなどがあり、県内の
山行は 5 日前、宿泊を含む山行では 3 週間前までに、参加申し込みを、例会
担当者又は事務局へ電話連絡します。(FAX・葉書でもよい)

4. 例会山行の参加費について

例会参加費は山行担当者が、交通費・宿泊費・写真代(100 円)などの他、
豚汁などの山での食べ物や温泉への入湯料及び下見費用などを試算し、参加費
を決定し会報に掲載します。

剰余金が出た場合は参加者に返済することにし、赤字の場合は参加者から徴
収します。

5. 例会山行の下見費用について

例会山行時の登山口やルート確認等、下見の為の交通費などの費用は、それ
ぞれの例会時の参加費より捻出し支給することとします。

但し、雨天や荒天で山行が中止になった時は会より支給します。下見費用の
交通費は「マイカー使用の場合の交通費」規定を準用し、宿泊費は 1 泊 5000
円とします。(但し 3 名が限度)

6. 山行報告・報告書

例会担当者は下山後、下山報告を必ず事務局にいれること。翌月の会報に、
山行報告・記録を掲載するため、例会担当者は山行報告書及び会計報告書を
記載し事務局へ提出します。会計報告は会計担当に転送します。

7. 交通費の積算基準

- ① レンタカー使用時の交通費は実費負担とします。

- ② 運転者への謝礼

往復走行距離 150 キロ以下	謝礼は支払わない
往復走行距離 150 キロ～300 キロまで	車 1 台につき 1,000 円
往復走行距離 300 キロ～500 キロまで	車 1 台につき 3,000 円
往復走行距離 500 キロ以上	車 1 台につき 5,000 円

- ③ マイカー使用の場合のガソリン代と庸車の謝礼

走行距離 1 キロにつき 25 円とし、この中に燃料代・洗車代・庸車の
謝礼などすべて含めます。

- ④ 高速道路料金や駐車料などは実費支給。

(2) コンパス山行規定について

1. 所定の計画書を提出する

ア. 提出先は世話人会 1 通。遭難対策担当 1 通。1 泊以上の県外の
山行については県連 1 通とする。

- イ. 提出期限は原則として、県外山行で 1 泊以上のものについては 2 週間前、日帰り山行は 3 日前までとする。

2.山行計画の検討

世話人会、遭難対策担当は山行計画書を検討し指導・助言する。

3.山行報告

山行終了後は、速やかに報告し山行報告書を提出する。

4.山行計画書

コンパス所定の計画書の使用を原則とするが、所定のもの以外を使用する場合も、以下の事項が記載されていること。

- ①参加者の氏名及びリーダー ②登山ルート ③日程 ④山域概念図
- ⑤装備 ⑥1 泊以上の山行計画は食料計画、予備食有無 ⑦携帯電話
- ⑧留守連絡先 ⑨会外の参加者がいる場合は、住所・電話番号・勤務先・緊急連絡先・性別・年齢・血液型・保険加入の有無について記載する。

5.事故報告

事故発生時は、傷病者の安全を確保し、速やかに世話人会又は遭難対策担当者へ事故一報を入れる。処理の過程に応じて事故報告書を提出する。事故報告書は別紙を準備する。

(3) 遭難対策基金について

山行中の遭難事故対策のために以下の 2 種類の事故・遭難対策基金を設けます。

- ①コンパス独自の遭難対策基金の確立。
- ②日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金への加入。
 - ア.日本勤労者山岳連盟の基金にコンパスとして団体加入します。
 - イ.日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金に会員は 1 口強制加入します。
- ③文書による山行計画書が期日までに届いていない山行は、遭難対策基金の支給対象から除外します。

(4) コンパス遭難対策基金の運用規定

1.目的

- ① 労山遭難対策基金に適用できない部分を可能な限りフォローする。
- ② 給付されるまでの仮払いとする。

2.対象

- ①会員と会が主催する行事の一般参加者で、会が責任を負う範囲に限定する。
- ②山行については「山行計画書」が提出されたものとする。

3.事故報告

- ①事故発生の場合、傷病者の安全を確保した後、リーダーは速やかに遭難対策担当者もしくは世話人会に連絡する。
- ②下山後事故一報を提出し、処理状況に応じて事故報告書を提出する。

4.給付

- (1) 仮払い・搜索費用
 - ①救助・搜索費用

労山遭難対策基金にて給付される救助・捜索費用を実質越えない限りで仮払いする。

②アプローチ段階での事故

ア.物損事故

会の使用に供された個人所有の車輛・備品が、事故によって破損した場合、保険給付を受けるまで実費を越えない限りで仮払いする。

イ.人身事故

会の使用に供された車輛その他の備品によって引き起こされた人身事故に関して、保険の給付を受けるまでの実費を仮払いする。

ウ.その他

世話人会で合意された件について仮払いする。

(2) 実費給付

①救助・捜索にあたって、各種保険によって給付されない、現地までの交通費実費を給付する。

②傷病者の移送・搬送の費用のうち各種保険によって給付されない費用の実費

③個人所有の備品の破損について、原状回復に必要な実費。

④その他、世話人会で合意された件について実費支給する。

(3) 見舞金支給について

事故の状況に応じて以下の見舞金を支給する。

①通院	10.000 円
②入院	30.000 円
③後遺障害	20.000 円
④死亡	100.000 円

(4) 会員外の給付

会の主催する行事における一般参加者が事故に遭遇した場合、労山遭難対策基金の団体加入にて給付を受ける範囲で会員と同じとする。

(5) その他

世話人会で必要とされた件について支給する。